号

杉 並 X 職 員 の 退 職 手 当 に 関 す る 条 例 の 部 を 改 正 す る 条 例 の 部 を 改

正

す る 条 例

右 の 議 案 を 提 出 す る

平 成 +年 月 +六 日

提 出 者

X 長

並

Щ

す

田

宏

杉

条 例 の 部 を 改 正 す る

条

例

の

部

を

改

正

+ 七 号 $\overline{}$ の 部 を 次 の ょ う に 改 正 す る

杉

亚

X

職

員

の

退

職

手

当

に

関

す

る

条

例

の

部

を

改

正

す

る

条

例

 $\overline{}$

平

成

+

九

年

杉

亚

X

条

例

第

す

る

条

例

杉

並

X

職

員

の

退

職

手

当

に

関

る

附 則 第 項 た だ U 書 中 _ 平 成 + 年 四

月

日日

を

¬

日

本

年

金

機

構

法

 $\overline{}$

平

成

+

九

年

法

律

百 九 号 の 施 行 の 日 _ に 改 め る。

第

附 則

こ 日

の

条 例 は 公 布

の

か

5

施

行

す

る。

提 案 理 由

保 険 法 等 の 部 を 改 正 す る 法 律 の 部 が 改 正 さ れ た こ ۲ に 伴 いし 所 要

の

規

定

の

整

備

を 义

雇

用

る 必 要 が あ る

2 及び3 略		2 及び3 略
から施行する。	から施行する。	百九号)の施行の日
規定は平成二十二年四月一日	法(平成十九年法律第	規定は日本年金機構
同条第十三項の改正規定及び附則第三項の	規定及び附則第三項の	同条第十三項の改正
十五条第四項の改正規定は公布の日から、	規定は公布の日から、	十五条第四項の改正
行する。ただし、第九条の三第一項及び第	九条の三第一項及び第	行する。ただし、第
1 この条例は、平成十九年十月一日から施	十九年十月一日から施	1 この条例は、平成
附則		附則
旧 条 例	外	新
		新旧対照表
部を改正する条例の一部を改正する条例	職手当に関する条例の	杉並区職員の退